八十四	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	法務大臣
			市町村長
			内閣総理大臣
			戸籍関係情報であって第八十六条で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十六条で定めるもの
八十五	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十七条で定めるもの	法務大臣
			都道府県知事等
			厚生労働大臣
			地方公務員災害補償基金
			戸籍関係情報であって第八十七条で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十七条で定めるもの
			失業等給付関係情報であって第八十七条で定めるもの
八十六	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			生活保護関係情報であって第八十八条で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十八条で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
			都道府県知事等
			市町村長
			生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
			地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
			年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			厚生労働大臣
			失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
八十八	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	法務大臣
			市町村長
			戸籍関係情報であって第九十条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十条で定めるもの

八十九	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	法務大臣
			都道府県知事等
			市町村長
			戸籍関係情報であって第九十一条で定めるもの
			生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
九十	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	法務大臣
			市町村長
			戸籍関係情報であって第九十二条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって第九十二条で定めるもの
			都道府県知事等
			厚生労働大臣
			失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第九十二条で定めるもの
			内閣総理大臣
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十二条で定めるもの
九十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	厚生労働大臣
			都道府県知事等
			障害者関係情報であって第九十三条で定めるもの
			法務大臣
			戸籍関係情報であって第九十三条で定めるもの
			市町村長
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			年金給付関係情報であって第九十三条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金
			地方公務員災害補償関係情報であって第九十三条で定めるもの
			内閣総理大臣
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十三条で定めるもの